

## 第4章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

### 第1節 基本方針及び目標数値の設定について

#### 1-1 基本理念

**基本理念：** ムダなく資源が循環しているまち

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会である「循環型社会」の構築が必要であると提言されています。また、平成30(2018)年に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、近年の社会情勢の変化を鑑み、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処分の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」等を新たな政策の柱としています。

また、令和3(2021)年6月、地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律が公布され、2050年脱炭素社会の実現を基本理念とすることが規定され、地方自治体においても再生可能エネルギーの利用促進などに実施目標の設定を求めるなど、地域における脱炭素化が期待されています。

以上のことを踏まえ、第1期見直し版では、行政、市民、事業者が協働し、「松阪市総合計画」から目指す将来像である「ムダなく資源が循環しているまち」の基本理念を継承するものとします。

#### 1-2 基本方針

##### 基本方針1 3R及びごみの適正な排出の推進

3Rの取り組みを推進し、「ムダなく資源が循環しているまち」を目指します。また、行政の協力や支援により、住民自治協議会や自治会等の市民団体の取り組みが拡充するよう努めます。

##### 基本方針2 行政、市民、事業者による協働体制の構築

「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するためには、行政、市民、事業者が協働して取り組むことが必要で、その協働するための仕組みづくり、体制づくりを整えていきます。

##### 基本方針3 不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境の創出

山林が多く、不法投棄が発生しやすい地域であることを踏まえ、市民、及び事業活動を営む者とが連携を図り、不法投棄の未然防止に努め、うるおいある豊かな環境を創出します。

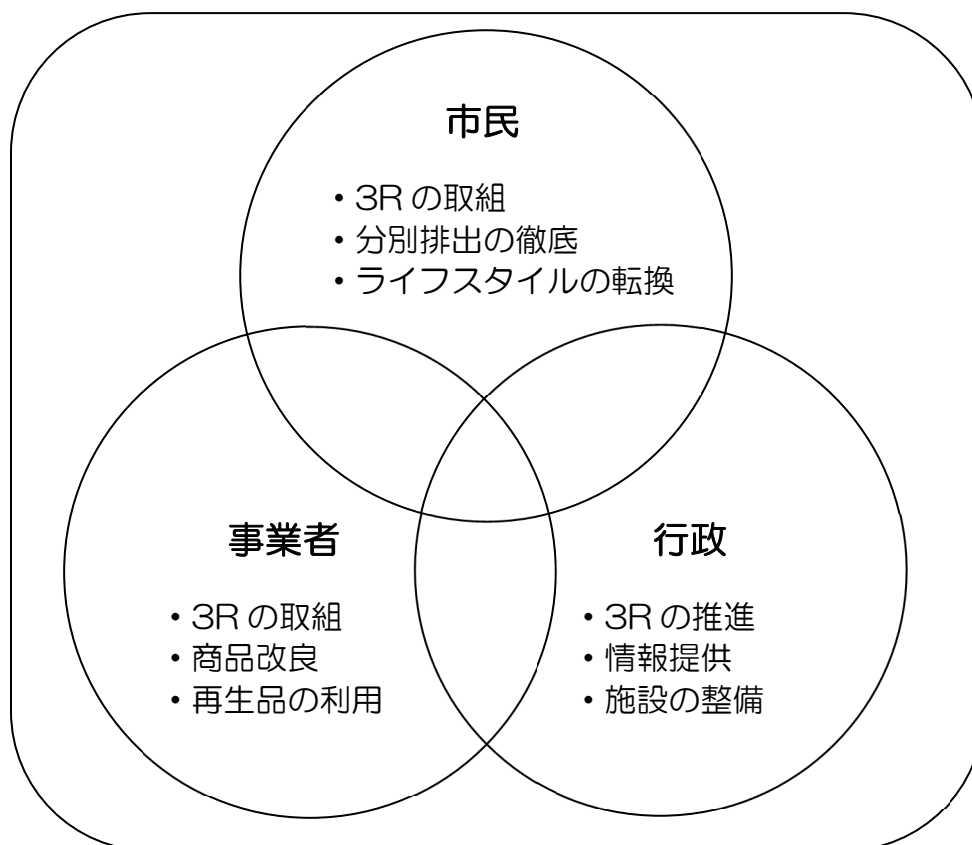


図4-1 「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するための協働体制

## 1-3 数値目標

## 1) 発生抑制による減量目標

「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するためには、「ごみを発生させないこと」が最も重要であり、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」を市民一人ひとりや事業者が主体的に実践することが大切です。このことを踏まえ、発生抑制による減量目標の値（以下「減量目標値」という。）を測る指標として、総ごみ量ではなく、1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を除く）を基準とします。

減量目標値は、国のごみ処理基本計画策定指針（平成28(2016)年9月）に示されている、「ごみの排出量を平成32(2020)年度までに平成24(2012)年度比で約12%削減すること」を基に設定します。松阪市では、平成27(2015)年度を基準年として中間目標年度である令和8(2026)年度において、1人1日当たりごみ排出量を822g/人・日とし、最終目標年度である令和13(2031)年度においては、774g/人・日とし、当初計画で掲げた減量目標を継承します。

**<発生抑制による減量目標値>**

<b>令和8年度（中間目標年度）</b>	<b>822g/人・日</b>
<b>令和13年度（最終目標年度）</b>	<b>774g/人・日</b>

注：なお、目標値の排出量は家庭から排出される一般廃棄物（家庭系ごみ）と事業所から排出される一般廃棄物（事業系ごみ）の合計とし、集団回収による資源回収量は含まない。

## 2) 最終処分量の減量目標

最終処分量の中間目標年度の減量目標値（1,200t/年度・以下）は、新最終処分場の供用開始に合わせて焼却灰を資源化することを前提に設定した減量目標値です。

当初計画は、令和8(2026)年度に新最終処分場の供用を開始する計画でしたが、現最終処分場の埋立が満杯になる時期を令和8(2026)年度末と見込むことから、新最終処分場の供用開始を令和9(2027)年度に変更しました。

このことを踏まえ、焼却灰の資源化は、令和9(2027)年度から取り組むものとし、中間目標年度を令和8(2026)年度から令和9(2027)年度に変更するものとします。

**<最終処分量の減量目標値>**

<b>令和9年度（中間目標年度）</b>	<b>1,200t/年度・以下</b>
<b>令和13年度（最終目標年度）</b>	<b>1,100t/年度・以下</b>

### 3) 資源化率の目標

資源化率の中間目標年度の目標値（24%/年度・以上）は、新最終処分場の供用開始に合わせて焼却灰を資源化することを前提に設定した目標値です。

焼却灰の資源化に取り組む年度の変更に合わせて、資源化率の中間目標年度を令和8(2026)年度から令和9(2027)年度に変更するものとします。

#### ＜資源化率の目標値＞

<b>令和9年度（中間目標年度）</b>	<b>24%/年度・以上</b>
----------------------	------------------

<b>令和13年度（最終目標年度）</b>	<b>24%/年度・以上</b>
-----------------------	------------------



## 第2節 ごみ排出量及びごみ処理量の見込み

### 2-1 人口の将来予測

人口は、平成 17(2005)年の 168,973 人をピークに減少に転じており、平成 27(2015)年の人口は 163,863 人、令和 27(2045)年の値は 127,379 人となっている。減少傾向は今後も加速する見通しです。

人口の将来予測については、トレンド法やコーホート要因法により行う方法がありますが、松阪市では上位計画に位置づけられる「総合計画」で設定されている将来人口を採用しました。

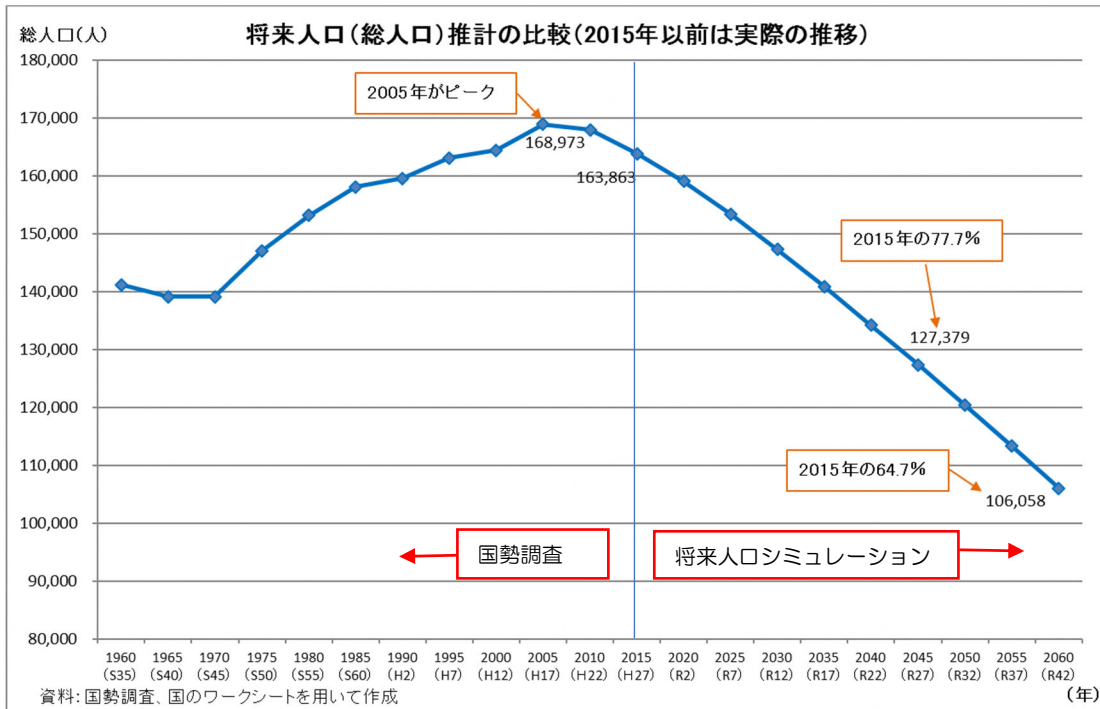


図4-2 (人口の将来予測)

## 2-2 ごみ排出量の将来予測

### 1) 現状推移の場合におけるごみ排出量の見込み

現状推移のごみ排出量の推計結果は、表4-1 及び図4-3 に示すとおりです。令和3(2021)年度の実績値と比較すると、中間目標年度の令和8(2026)年度には、家庭系ごみが39,874tから38,597tと1,277t減少、事業系ごみが15,988tから15,019tと969t減少、集団回収量が2,350tから2,018tと332t減少し、総ごみ量が58,212tから55,634tと2,578t減少する見込みです。

集団回収量を除いた1人1日当たり排出量をみると、令和3(2021)年度の実績値である、969g/人・日から965g/人・日と4g/人・日減少する見込みです。中間目標年度におけるごみ処理フローは、図4-4 に示すとおりです。

表4-1 (ごみ排出量の見込み(現状推移))

項目	単位	実績値	推計値		
		令和3年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
人口	人	157,872	152,199	150,986	146,069
家庭系ごみ (集団回収量を除く)	t/年度	39,874	38,597	38,431	37,299
事業系ごみ	t/年度	15,988	15,019	15,030	15,072
集団回収量	t/年度	2,350	2,018	1,939	1,656
総ごみ量	t/年度	58,212	55,634	55,399	54,028
総ごみ量 (集団回収量を除く)	t/年度	55,862	53,616	53,460	52,371
1人1日当たり排出量 (集団回収量を除く)	g/人・日	969	965	967	980
最終処分量	t/年度	8,767	7,431	7,409	7,260
資源化率	%	10.1	9.6	9.5	9.0

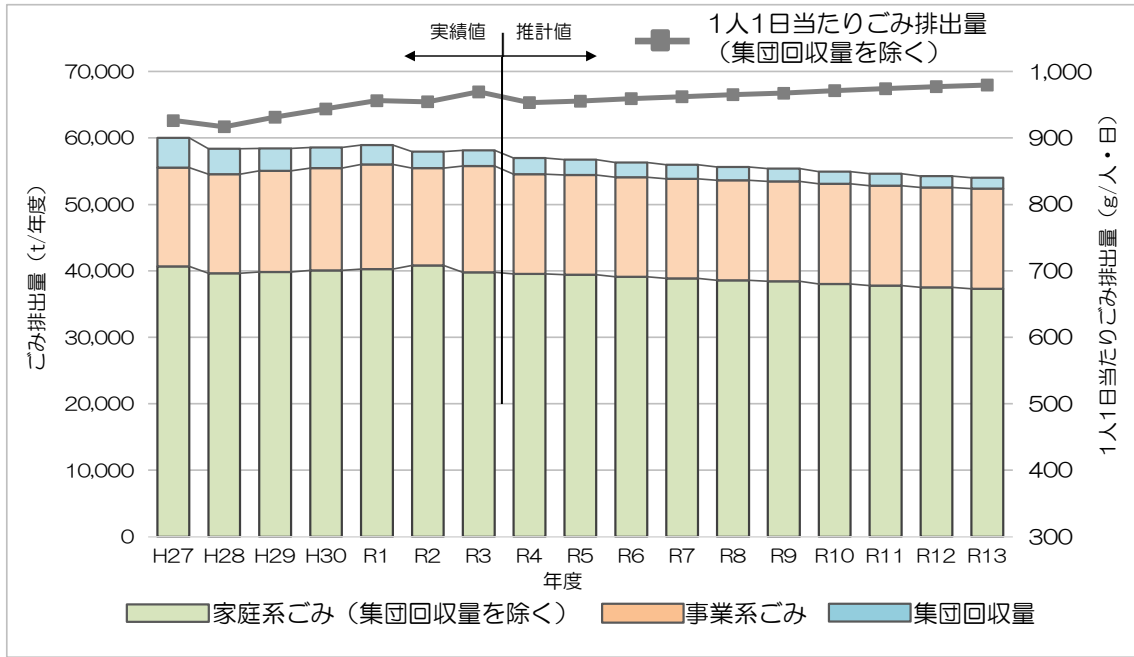
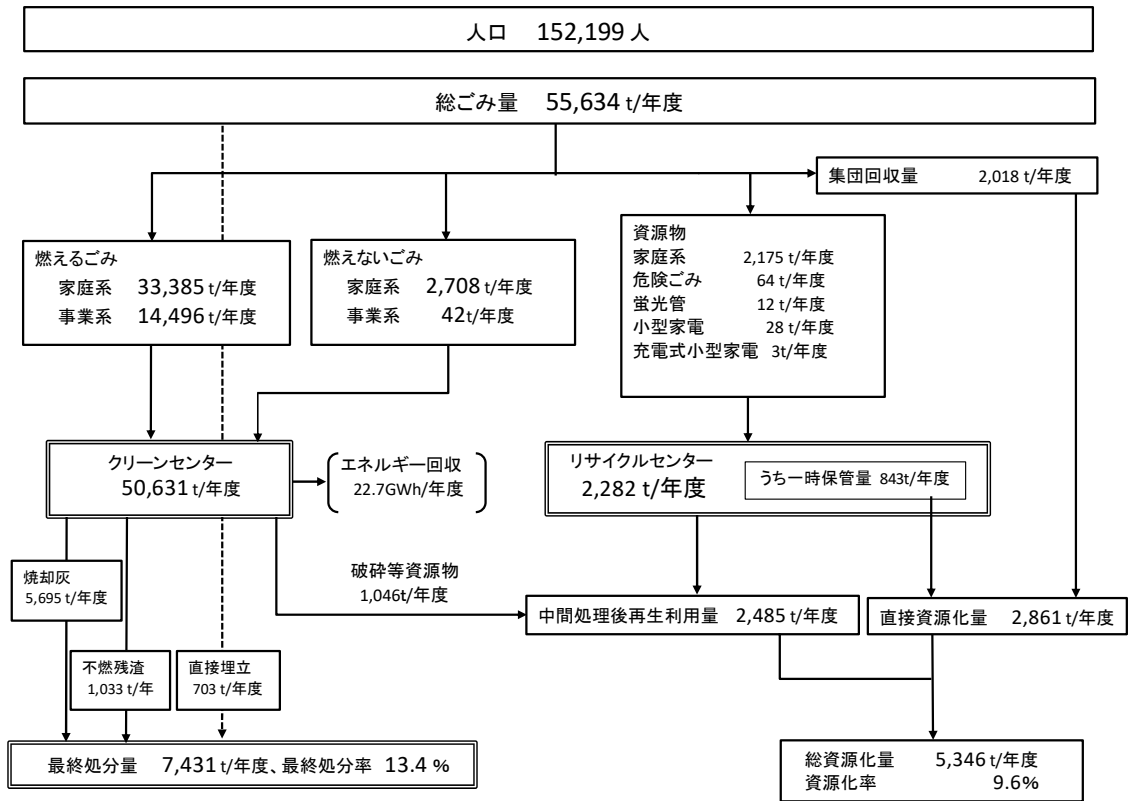


図4-3 (ごみ排出量の見込み(現状推移))



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図4-4 (中間目標年度におけるごみ処理フロー(現状推移))

## 2) 本計画におけるごみ排出量の見込み

施策推進後のごみ排出量の推計結果は、表4-2 及び図4-5 に示すとおりです。令和3(2021)年度の実績値と比較すると、中間目標年度の令和8(2026)年度で、家庭系ごみが39,874tから33,853tと6,021t減少、事業系ごみが15,988tから11,807tと4,181t減少、集団回収量が2,350tから2,266tと84t減少し、総ごみ量が58,212tから47,926tと10,286t減少する見込みです。

集団回収量を除いた1人1日当たり排出量をみると、令和3(2021)年度の実績値である、969g/人・日から822g/人・日と147g/人・日減少する見込みです。中間目標年度におけるごみ処理フローは、図4-6 及び図4-7 並びに最終目標年度におけるごみ処理フロー図は、図4-8 に示すとおりです。

表4-2 （ごみ排出量の見込み（施策推進後））

項目	単位	実績値	推計値		
		令和3年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和9年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
人口	人	157,872	152,199	150,986	146,069
家庭系ごみ (集団回収量を除く)	t/年度	39,874	33,853	33,462	30,711
事業系ごみ	t/年度	15,988	11,807	11,567	10,610
集団回収量	t/年度	2,350	2,266	2,254	2,181
総ごみ量	t/年度	58,212	47,926	47,282	43,502
総ごみ量 (集団回収量を除く)	t/年度	55,862	45,660	45,028	41,321
1人1日当たり排出量 (集団回収量を除く)	g/人・日	969	822	815	773
最終処分量	t/年度	8,767	5,969	1,199	1,068
資源化率	%	10.1	13.7	24.0	24.5

注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

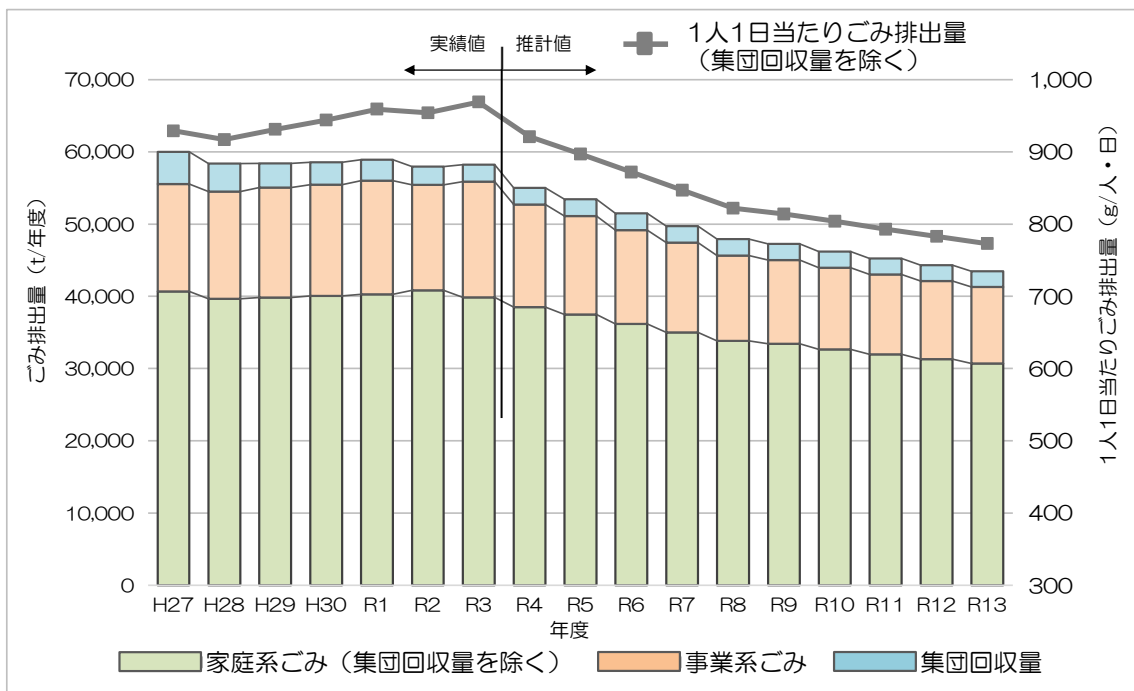
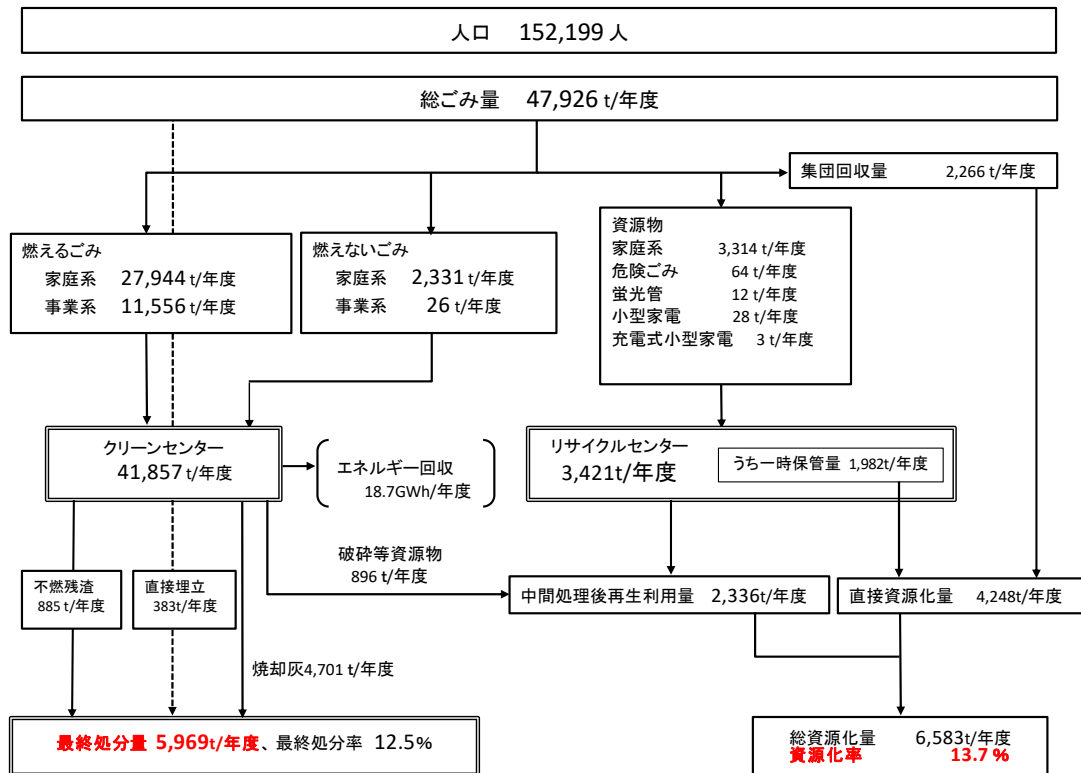


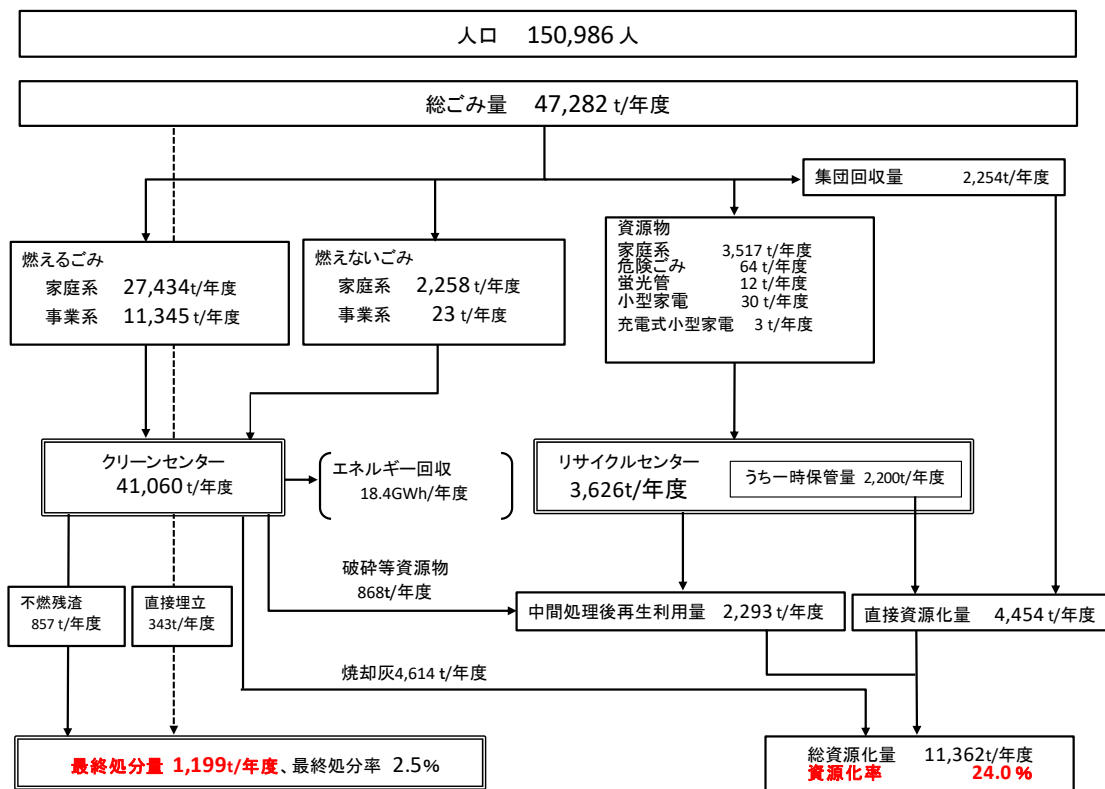
図4-5 （ごみ排出量の見込み（施策推進後））

第4章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定



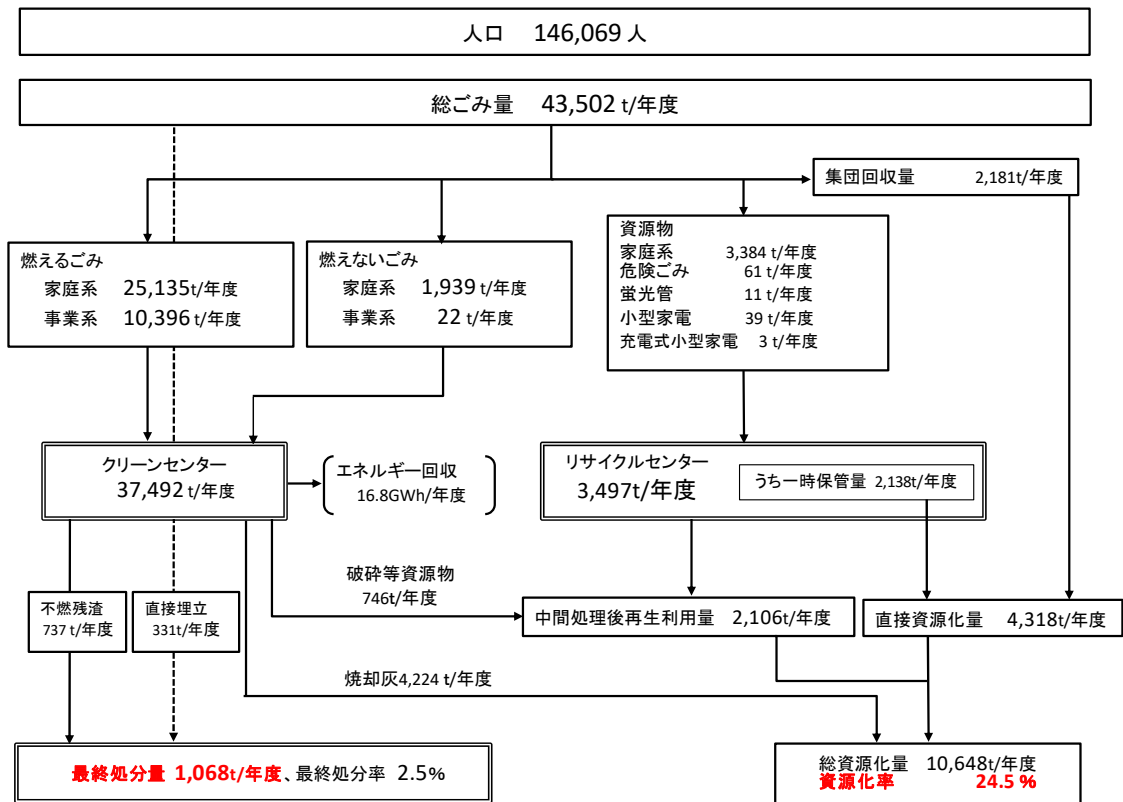
注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図4-6 （令和8(2026)年度（中間目標年度）におけるごみ処理フロー図（施策推進後））



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図4-7 （令和9(2027)年度（中間目標年度）におけるごみ処理フロー図（施策推進後））



注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

図4-8 (令和 13(2031)年度(最終目標年度)におけるごみ処理フロー図(施策推進後))

### 第3節 基本理念を実現するための施策に関する事項

#### 3-1 当初計画における実施結果の評価と今後の展望

3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するための施策として、当初計画に定めていた18施策の実施結果の評価と今後の展望について表4-3に示します。

表4-3 （当初計画における施策達成のための実施結果の評価と今後の展望）

	施策	主な取組	評価
			凡例 ◎十分に達成 ○概ね達成 △実施したが課題あり ×達成できていない
行政	①環境教育、普及啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育、環境学習を実施する。</li> <li>啓発活動、出前講座を実施する。</li> </ul>	◎
	<b>実施結果の評価と今後の展望</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）の影響で環境講座等の開催が減少しましたが、令和4年度から「買い物ゲーム」を「新聞ちぎり絵」に変更する等、講座の内容を見直すことで啓発手法を拡充しました。</li> <li>DVD等の電子媒体を利用するなど新しい啓発手法を取り入れ、環境教育の充実に努めます。</li> </ul>		
	②一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系ごみ減量マニュアル、啓発物の作成及びHP等への掲載を行う。</li> </ul>	○
	<b>実施結果の評価と今後の展望</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度に「松阪市事業系廃棄物（ごみ）ガイドブック」を10,000冊作成し、各地域振興局（嬉野、三雲、飯南、飯高）、松阪商工会議所等を通じ事業所に配布することで事業系ごみの減量化に努めました。</li> <li>引き続き、行政と事業者が協力し合いごみ減量化に努めます。</li> </ul>		
	③容器包装廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイバッグ持参運動を推進する。</li> </ul>	○
	<b>実施結果の評価と今後の展望</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>松阪市・多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町の1市5町はレジ袋削減に取り組むため、「もってこに！マイバッグ（レジ袋有料化）検討会」を平成20年度に設置しました。</li> <li>同年より松阪市ではレジ袋有料化の自主取り組みを始め、平成22年度から令和元年度までの各年度レジ袋辞退率は90%台を記録しました。</li> <li>マイバッグの持参を推進する等の取り組みを継続し、リサイクル促進のために容器包装廃棄物の排出抑制に努めます。</li> </ul>		
	④リユース容器の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市主催のイベントで、リユース可能な容器の使用を推進する。</li> </ul>	△
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学や環境講座等の3Rの啓発活動によりリユースを呼びかけました。</li> <li>新型コロナの影響により、イベントが減少し、イベント時のリユース容器の利用促進はできませんでした。今後も感染予防を徹底し、啓発方法を検討します。</li> </ul>			
⑤環境物品等の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入<sup>※1</sup>、グリーン契約<sup>※2</sup>に努める。</li> </ul>	○	
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>松阪市の事業で購入又は発注する単価契約物品や建設工事資材等については、グリーン購入法適合商品またはエコマーク認定商品を指定しています。</li> <li>事業者に対しては「松阪市事業系廃棄物（ごみ）ガイドブック」を通して、グリーン購入の紹介をし、環境にやさしい物品の使用や再生利用品の購入を推奨しました。</li> <li>今後も、環境にやさしい製品を使用することに努めます。</li> </ul>			



	施策	主な取組	評価
			凡例 ◎十分に達成 ○概ね達成 △実施したが課題あり ×達成できていない
市民	⑥食品ロス・食品廃棄物等の排出抑制	・生ごみの水切りに関する施策、堆肥化等の補助事業の充実化を図る。	○
	<b>実施結果の評価と今後の展望</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に「3切り運動」（使い切り・食べきり・水切り）をホームページに掲載するとともに、水切りごみ袋1,550セットを作成し、食品廃棄物等の排出抑制の普及啓発に努めました。また、令和4年度には各清掃施設の資源物保管庫で水切りごみ袋各300セットの配布も行いました。</li> <li>令和3年度の生ごみ堆肥化容器等補助金の申請は、93件の申請でした。</li> <li>今後も補助金利用の周知等に努め、生ごみ減量化の推進に向け、継続して取り組みます。</li> </ul>		
	⑦バイオマス資源の有効活用	・木くずや剪定枝のチップ化発電を推進する。	○
	<b>実施結果の評価と今後の展望</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>松阪ダンボールコンポストの会、生ごみリサイクル亀さんの家、飯南町生ごみ堆肥化研究グループの市民活動グループを通して、生ごみの堆肥化を行いました。また、出来た堆肥については家庭菜園で使用してもらったり、堆肥からできた野菜を地元の飲食店やイベント会場で販売を行いました。</li> <li>今後も、木くずや剪定枝（バイオマス資源）のチップ化や堆肥化については、先進事例の調査研究と啓発方法を検討していく必要があります。</li> </ul>		
⑧出前講座等への積極的な参加	・環境教育や出前講座等に参加し、3Rに対する意識を高める。	○	
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃3施設（松阪市クリーンセンター、松阪市リサイクルセンター、松阪市一般廃棄物最終処分場）への見学者総数は、令和元年度（2,601人）、令和2年度（1,922人）、令和3年度（2,120人）であり、講座参加者総数は、令和元年度（1,084人）、令和2年度（266人）、令和3年度（251人）と減少することとなりました。</li> <li>新型コロナの影響もあり、参加人数は減少することとなりましたが、今後もDVD等の電子媒体を利用するなど新しい啓発方法を取り入れ、積極的な参加を促します。</li> </ul>			
⑨市民団体による集団回収活動の活性化	・地域の集団回収を利用する。	△	
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>集団回収活動補助金の申請団体数は令和元年度（312団体）、令和2年度（297団体）、令和3年度（290団体）と減少傾向となっています。地域住民のコミュニケーションの希薄化等が一因と思われますが、団体数の減少に伴い年々集団回収量も減少する結果となりました。</li> <li>新型コロナの影響でも活動規模が縮小していたと思われますが、今後は活性化に向けた手法を検討していきます。</li> </ul>			
⑩容器包装廃棄物の排出抑制	・買い物時にマイバッグを持参する。 ・簡易包装化されている商品を購入する。	○	
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に松阪市の廃棄物の分別方法や処理方法をイラスト等で分かりやすく解説した「ごみ・分別ガイドブック」を作成、全世帯に配布し、適正なごみの出し方の周知を図りました。</li> <li>各清掃施設の資源物保管庫で、持ち込みの際に適正な分別案内を行いました。</li> <li>今後も市民への適正な分別方法を周知し、マイバッグの持参や簡易包装されている商品の購入を促すことに努めます。</li> </ul>			

	施策	主な取組	評価
			凡例 ◎十分に達成 ○概ね達成 △実施したが課題あり ×達成できていない
	⑪リユースびん等の使用促進及び使い捨て品の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリーマーケットなどを利用する。</li> <li>・再生品を積極的に使用する。</li> <li>・リユース容器を選択し、適切に返却する。</li> <li>・ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がける。</li> </ul>	×
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学や講座等の3Rの啓発活動によりリユースを呼びかけました。</li> <li>・新型コロナの影響でイベント等が中止となり、リユースビンやリユース容器の利用促進には至りませんでした。</li> <li>・今後も、感染予防を徹底し、啓発方法を検討していきます。</li> </ul>			
	⑫食品ロス・食品廃棄物等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ排出時に水切りを行う。</li> <li>・エコクッキングに努める。</li> <li>・量り売り、ばら売りを利用する。</li> <li>・生ごみの堆肥化を行う。</li> </ul>	○
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に「ごみ・分別ガイドブック」を作成し、必要以上に買い過ぎない、外食や家でご飯を食べる時の「食べきり」等を記載し、食品ロスの周知を図りました。</li> <li>・食べ残しが出了場合は堆肥化を呼びかけ、「ごみ・分別ガイドブック」でも堆肥化容器等購入補助金の概要を記載し、広報紙での市民への周知を行いました。</li> <li>・堆肥化補助金の申請件数は、74件（令和元年度）、78件（令和2年度）、93件（令和3年度）と申請件数を伸ばす結果となりました。</li> <li>・今後は、新たな施策も検討し、食品ロス・食品廃棄物等排出抑制に継続して取り組みます。</li> </ul>			
事業者	⑬発生源における排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減量化計画を作成する。</li> </ul>	△
	⑭容器包装廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過剰な包装をしないよう努める。</li> <li>・レジ袋等を極力配布しない。</li> </ul>	
	⑮リユース容器の利用・回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のお祭りに出店する際には、リユース可能な容器を利用する。</li> </ul>	
	⑯使い捨て品の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用、再生利用がしやすい商品の開発、販売を進める。</li> </ul>	
	⑰環境物品等の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入に努める。</li> </ul>	
	⑱食品ロス・食品廃棄物等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品廃棄物の排出抑制に努める。</li> </ul>	
<b>実施結果の評価と今後の展望</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・松阪市クリーンセンターにて搬入物検査（展開検査）や持ち込み時の案内を継続して実施することで、不適切な廃棄物の搬入を防ぎ、収集運搬許可業者や排出者に対し適切な搬入方法について指導を行いました。</li> <li>・具体的な取り組みの実施については、「松阪市事業系廃棄物（ごみ）ガイドブック」の配布による周知を実施しましたが、今後は事業者に対して、3R推進のアプローチの仕方を模索します。</li> </ul>			

※1 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

※2 グリーン契約：製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるよう工夫をした契約のこと。

### 3-2 基本理念を実現するための施策

当初計画で定めた3R 推進のための施策及び取り組みについて、これまでの実施状況や国際的な潮流として、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みを考慮し、新たに以下に示す 12 施策として見直しました。松阪市では行政、市民、事業者がそれぞれ主体的に「ムダなく資源が循環しているまち」を実現するための各施策に取り組む方針とします。

基本理念：ムダなく資源が循環しているまち	
行政・市民・事業者	施策の概要
	①環境教育、普及啓発の充実
	②ごみ減量アイデアの募集
	③事業者に対する減量化・適正化指導の徹底
	④容器包装廃棄物の排出抑制
	⑤紙類の資源化の促進
	⑥リユース容器の利用促進及び使い捨て品の使用抑制
	⑦環境物品等の使用促進
	⑧食品廃棄物等の排出抑制
	⑨バイオマス資源の有効活用
	⑩市民団体等の集団回収活動の活性化
	⑪小型家電の資源化
⑫食品ロスへの取り組み強化	

図4-9 （施策の概要）

第1期見直し版では、「持続可能な開発目標（SDGs）」における 17 の目標のうち、主に目標12「つくる責任つかう責任」及び目標14「海の豊かさを守ろう」と関連して、新たに見直した12施策を実施するように努めます。



12 つくる責任  
つかう責任

3R を促進し、ごみの量を減らすことで自然環境の保全につなげます。  
行政、市民、事業者が主体的に3R に取り組み、一人ひとりがリサイクルを意識することで実現を目指します。



14 海の豊かさ  
を守ろう

プラスチック等のごみを削減することで、海洋汚染を減らすことにつなげます。  
正しい分別方法や不法投棄防止等の周知、啓発に努め、一人ひとりが実行することで実現を目指します。

施策の概要の具体的な取り組み内容は、以下に示すとおりです。

### 【①環境教育、普及啓発の充実】

#### 環境教育、普及啓発の充実

【継続】

- ・三重県の環境学習支援センター等と協働し、地域における環境教育、環境学習のリーダーを育成します。また、松阪市3Rサポーターの会員を通してごみ減量化に理解ある人材を育成することで出前講座等の啓発活動とともに発信していき、ごみ減量やリサイクルの促進に努めます。

#### 啓発活動、出前講座の実施

【継続】

- ・省エネルギーやごみの問題など身近な環境問題に対して子どもたちが関心を持ち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう、学校（園）における環境教育・環境学習の充実に努めます。また、出前講座を行うことにより、市民のごみ問題に対する意識向上に努めます。

#### 外国人に対する啓発の実施

【継続】

- ・日本語が不慣れな外国人の方のために、外国語版のごみ分別パンフレット等を作成し、適正なごみの排出を案内します。

#### 広報等での定期的なPR

【継続】

- ・既存媒体である広報「まつさか」などで定期的に情報提供を行い、ごみ減量や適性な排出を継続して呼びかけます。

#### 電子媒体を利用した多角的な教育と普及啓発の推進

【新規】

- ・DVD や松阪市の行政チャンネルなどの電子媒体を活用して、松阪市のごみ処理施設の紹介を行うなど多角的な環境学習を推進します。

### 【②ごみ減量アイデアの募集】

#### ごみ減量に関するみんなのアイデアの募集

【新規】

- ・市民のみなさんから「ごみ減量方法」に関するアイデアを募集します。採用されたものは松阪市のホームページなどで掲載し、行政と市民が一体となってごみ減量に努めます。

## 【③事業者に対する減量化・適正化指導の徹底】

## 事業系ごみへの啓発

【継続】

- ・事業者におけるごみ減量の進め方や事業者から排出されるごみの適正処理方法などをまとめた、「松阪市事業系廃棄物（ごみ）ガイドブック」を更新し事業者に配布することで、排出されるごみの抑制や資源化を促します。

## 事業系ごみの搬入物検査（展開検査）の実施

【継続】

- ・松阪市クリーンセンターにて、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等が搬入するごみの搬入物検査（展開検査）を行い、適正な排出がされているか調査を行います。また不適正な排出がされている場合は、適正な排出方法を搬入物検査（展開検査）マニュアルに沿って指導します。

## 減量化計画の作成

【継続】

- ・事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画書を作成し、計画を実行してもらうよう周知します。

## 【④容器包装廃棄物の排出抑制】

## マイバッグの持参運動の推進

【継続】

- ・買い物時にはマイバッグを持参するなどの啓発を継続して行うことで、レジ袋の削減につながるよう努めます。

## 容器包装廃棄物の適正な分別方法の啓発

【継続】

- ・プラスチック容器・袋、白色トレイ、牛乳パック、ペットボトルなどの容器包装廃棄物の適正な分別を啓発することで資源化の促進に努めます。
- ・事業者に対して、容器包装廃棄物の分別排出が適正に行われるよう啓発し、容器包装の簡易化も「松阪市事業系廃棄物（ごみ）ガイドブック」等の活用を図り啓発に努めます。

## 簡易包装商品や詰め替え用品購入の推進

【継続】

- ・買い物時にはできる限り簡易包装化されている商品を選び、詰め替え可能な商品を選択して購入することで、プラスチックごみの排出が抑制されることの周知に努めます。

### 【⑤紙類の資源化の促進】

#### 紙類の資源化促進

【継続】

- ・雑紙回収袋を利用してもらうことで、燃えるごみに混じって排出されてしまいがちな紙類を資源として回収し、資源化の促進に努めます。
- ・市民、事業者にも紙類を分別し、資源として排出することを啓発していきます。これによって、事業者から排出される燃えるごみの量の減量化につなげます。

### 【⑥リユース容器の利用促進及び使い捨て品の使用抑制】

#### リユース容器の利用を促進

【継続】

- ・松阪市主催のイベントでリユース可能な容器の利用を勧めることで、使い捨て品の廃棄物をできるだけ減らし、ごみ減量につなげることができそうですが、新型コロナウイルスの影響で積極的に取り組みを行うことが困難であるため、リユース容器の利用や回収は控えています。
- ・平時ではマイボトルを持ち歩くなど、使い捨て容器の使用を控えるように促進します。

#### 使い捨て品の使用抑制

【継続】

- ・再使用できる製品を使用したり、まだ使用できる製品を必要としている人に譲るなど、不要となったら捨てるのではなく、リユース（再使用）を心がける生活スタイルの見直しを啓発することでごみ減量に努めます。

### 【⑦環境物品等の使用促進】

#### グリーン購入、グリーン契約の推進

【継続】

- ・松阪市が製品を購入する際には、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入するなどグリーン購入、グリーン契約を推進します。また事業者に対してもできるだけグリーン購入を行うよう啓発し、環境にやさしい製品を使用するように促します。



## 【⑧食品廃棄物等の排出抑制】

## 3010 運動（食べきり運動）の推進

【新規】

- ・会食や宴会時に最初の 30 分、終わりの 10 分は、お料理をしっかり食べる時間をつくる「3010 運動」を啓発活動にて呼びかけ、食べ残しを防ぎ食品廃棄物がなくなるように努めます。

## 生ごみの水切りモニターの募集

【新規】

- ・生ごみに含まれる水分は約 80%と言われており、生ごみ中の水分量を減らすために、簡単な水切りの方法をパンフレットや講座をとおして PR します。また、水切り運動に取り組む市民及び市民団体を増やすため、水切り用具のモニター制度の導入を検討します。

## 生ごみの堆肥化の推進

【継続】

- ・市民活動グループと協力し、行政が出前講座を行うことで生ごみの堆肥化を推進し、出来あがった堆肥の家庭菜園への利用や飲食店への販売に行政・市民・事業者が一体となってつなげていきます。
- ・家庭から排出される生ごみを堆肥化するために、生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機の購入補助金(補助率 1/2、上限 30,000 円)事業を継続し、市民への堆肥化を勧めます。

## 【⑨バイオマス資源の有効活用】

## 木くずや剪定枝のチップ化や堆肥化の検討

【継続】

- ・バイオマス資源の有効活用は環境への負荷が少なく、廃棄物を資源として利用する有効活用にもつながります。松阪市の処理施設の受け入れ基準に該当しない木材などは、適正な処理方法や処理先を案内し、チップ化を促します。また、近年のごみ組成の構成において、草や剪定枝の組成率が上昇傾向にあり、これらを堆肥化することもバイオマス資源の有効活用につながることから、積極的な堆肥化への取り組みを検討します。

## 【⑩市民団体による集団回収活動の活性化】

### 集団回収制度の利用

【継続】

- ・松阪市資源物集団回収活動補助金制度を継続していくことで、市民から集められる資源物をできるだけリサイクルするよう努めます。また集団回収活動を通して地域のコミュニケーションのきっかけを作り、市民のリサイクルに対する意識向上を目指します。

### 褒賞制度の検討

【継続】

- ・集団回収量の多い団体や、長年集団回収活動を継続している団体に対して、広報紙での紹介や表彰等を検討することで、市民の集団回収活動に対する関心を高め、意識向上につなげます。

## 【⑪小型家電の資源化】

### 小型家電の回収（緑の回収ボックス・業者による宅配便回収）

【継続】

- ・小型家電（携帯電話、デジタルカメラなど）を各清掃施設や各地域振興局等（嬉野、三雲、飯南、飯高）に設置の「緑の回収ボックス」でパソコン及び対象となる小型家電を回収することで、資源の有効活用につなげます。
- ・不用になったパソコンの処分については、自宅に※<sup>1</sup> 宅配便回収に来てもらえる制度を積極的に活用してもらうことで、パソコンの資源化を推進します。

※<sup>1</sup> リネットジャパンリサイクル株式会社（☎0570-085-800）

利用者はインターネットから申し込みを行い、対象となる小型家電を箱に入れてもらうだけで宅配業者が希望日時に回収に伺う仕組みとなっています。

対象品目はQRコードにて確認できます。





**【⑫食品ロスへの取り組み強化】****食品ロス削減に関する啓発活動****【新規】**

- ・ 松阪市の市民意識アンケートを活用し、食品ロスに関する市民の意識を探ることで、今後の取り組み内容を検討します。
- ・ 食品ロスに関するポスターを募集したり、リーフレット等を作成して松阪市主催のイベント等で配布するなど、多方面からの啓発を行うことに努めます。
- ・ 食品関連の事業者と連携し、「てまえどり」(店頭に並ぶ商品を手前からとるようにすること)等を店内でPRしていくことで、お店から売れ残って排出される食品廃棄物の減量につなげることを検討します。
- ・ 毎月19日(食育の日)にちなみ、この日を「冷蔵庫クリーンアップ日」と定め、各ご家庭の冷蔵庫の中身をチェックして、期限切れや食べ残し食材の廃棄の減量化を推進します。
- ・ 食品ロスを身近な問題ととらえた子ども向け啓発教材を検討し、幼少期からごみ減量の大切さが伝わるような啓発講座を行います。

**フードバンク等との協力****【新規】**

- ・ 廃棄される食品削減のために、フードバンクや事業者と協力体制を作ります。

**災害用備蓄食料の有効活用****【新規】**

- ・ 関係課と連携して賞味期限切れの近い災害用備蓄食料をイベント時に配布したり、料理レシピ等をホームページに掲載するなど、さまざまな有効活用の方法を検討し、食品ロスに努めます。

## 第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

松阪市では、平成27(2015)年度に市内全域のごみ処理方式の一元化を行い、収集方式や分別区分が統一されました。また、収集作業中や施設での処理過程における安全を確保するため、発火の危険があるリチウムイオン電池を含む充電式小型家電の分別収集を令和3(2021)年度から開始しました。

ごみ処理量や処理体系等を勘案しながら、ごみの再生利用の促進、住民協力の得やすさを考慮して、効率的でかつ収集・運搬と整合のとれた分別区分及びその種類、並びに排出方法について検討を続けていきます。

表4-4 (分別して収集するものとしたごみの分別区分と主な品目)

分別区分		主な品目	
収集・回収方法	ごみの種類		
収集 ・ 施設持ち込み	燃えるごみ	生ごみ、汚れた紙、燃えるごみの袋に入る小型のプラマークの無いプラスチック(金属が入っていないプラスチック製おもちゃ、CD、DVD、BD、カセット、ビデオテープ、歯ブラシ、プラスチック製品など)、ゴム類、かばん(金属を取ったもの)、皮製品、紙おむつ(汚物を取ったもの)、布団、じゅうたん(1m程度に折りたたんだもの)、剪定枝(長さ1m・太さ5cm未満のもの) 落ち葉、草	
	燃えないごみ	小型の金属類(なべ、やかん、フライパン、針金ハンガー、スチール缶など)、陶磁器類、ガラス類、刃物類、家電製品(掃除機、扇風機、炊飯器、オーブン、電気ポットなど充電式でないもの)、自転車(電動アシスト自転車はバッテリーを外したもの)、大型のプラスチック製品(燃えるごみの袋に入らず1m未満のもの)	
	危険ごみ	スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ(ガス缶)
		ライター	使い捨てガスライター
		乾電池	アルカリ電池、マンガン電池、リチウム電池(コイン電池)などの一次電池
	蛍光管	蛍光管、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計	
	充電式小型家電	充電して使用する小型家電(電動歯ブラシ、電気カミソリ、電子タバコ、充電式掃除機、電動工具、コードレス電話機、モバイルバッテリーなど)	
	資源物 ※1	空ビン	白色ビン、茶色ビン、その他の色のビン(飲食用・化粧用ビンに限る)
		プラスチック容器・袋	ポリ袋、ラップ類、カップ類、トレー・パック類、ボトル類、チューブ類、発泡スチロール類などのプラマークのあるもの
		ペットボトル	PET1の材質表示マークのあるペットボトル
		白色トレー	発泡スチロール製の白色トレーに限る
		飲食用アルミ缶	アルミのマークのあるもの、鍋焼きうどん等のアルミ製容器
		新聞紙	新聞紙、広告、チラシ
		雑誌・雑紙	リサイクルできるものだけに限る 雑誌、紙袋、包装紙、はがき、カレンダー、厚紙商品(菓子箱等の空箱)、トイレットペーパーの芯
		ダンボール	野菜、果物、家電製品等のダンボール箱
牛乳パック		500ml以上の牛乳、果汁、コーヒー牛乳などの紙製容器	
古着類	古着類、スーツ、セーター類、毛織物、毛布(布団は燃えるごみ)		

分別区分		主な品目
収集・回収方法	ごみの種類	
ボックス回収 ※2	小型家電	ノートパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、電子手帳、小型ゲーム機、USB メモリー、個人情報記録する機能がある情報家電製品
施設持ち込み	燃えるごみ (一時多量)	引越し、片付け等で、家庭から多量に出る一時的な「燃えるごみ」 塵芥収集車で回収しない大きさの燃える粗大ごみ（1m 以上 2m 以内） 木製大型家具類（ガラス、鏡、金属部分は取り除く）、庭木の剪定などで大量に出た草木、資源物にならない燃えるごみ
	燃えないごみ (一時多量)	引越し、片付け等で、家庭から多量に出る一時的な「燃えないごみ」 塵芥収集車で回収しない大きさの燃えない粗大ごみ（1m 以上 2m 以内）、金属類、金属製大型家具、スプリング入りベッド、ソファ、マッサージ機、健康器具
	埋立物	家庭から出る土砂、ブロック、金属部分は取り除いたコンクリートくず等（業者による解体に伴う廃棄物は産業廃棄物なので処理できない）
	小型家電	デスクトップパソコン、パソコンモニター（テレビチューナー付きを除く）
指定引取り場所持ち込み ・ 施設持ち込み	家電リサイクル製品	電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ

※1 資源物とは、処理料金を払って処理するものではなく、有償又は無償で引き取ってもらえるもの。

※2 ボックス回収は市内の松阪市の関係施設8か所（松阪市クリーンセンター、松阪市リサイクルセンター、三雲リサイクルセンター、松阪市役所、嬉野地域振興局、三雲地域振興局、飯南地域振興局、飯高地域振興局）に設置しています。

※3 上記は、家庭系一般廃棄物を対象とします。事業系一般廃棄物に該当するものは、清掃施設へ持ち込みとなります（産業廃棄物は受け取り出来ません）。

## 第5節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

### 5-1 収集・運搬計画

#### 1) 収集・運搬方法

収集・運搬計画は、表4-5に示すとおりです。

家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理を行うため、収集方式や収集頻度の適正化の検討を行い、住民サービスの向上に努めます。このほか、松阪市の多くの集積所が自治会の協力による維持管理となっており、ごみ集積所の整備について引き続き必要な支援を行います。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外は、事業系一般廃棄物として処理されます。一般廃棄物の収集運搬許可業者が令和元(2019)年12月より、一時多量の家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「家庭系収集運搬許可業者」という。）と事業系一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「事業系収集運搬許可業者」という。）に分かれることになりました。事業系一般廃棄物の収集・運搬方法については、事業系収集運搬許可業者や事業者本人に持ち込んでもらい、適正な排出と処理が行われるよう啓発や検討に努めていきます。併せて、引っ越しなどに伴い発生する一時多量ごみは、本人または同一世帯の家族が持ち込むか、松阪市が許可する家庭系収集運搬許可業者へ依頼することとなります。

#### 2) 一般廃棄物処理業の許可等

現在、松阪市における収集運搬の許可業者は、事業系収集運搬許可業者が34社、家庭系収集運搬許可業者が57社となっています（令和4(2022)年6月1日現在）。

収集・運搬の許可については、今後の社会経済状況の変動やごみ排出量の推移を見極めたうえで、必要に応じて検討を加えることとします。新規における許可にあっては、ごみ排出量の推計に対し、現在許可している業者数及びごみ処理能力を超えた場合に行うものとし、ただし、市が許可している一般廃棄物処分業者が当該許可にかかる廃棄物を収集運搬する場合は、協議の上許可をすることができることとします。

表4-5 (収集・運搬計画)

分別区分		容器	収集方式	収集頻度	収集主体	
収集 ごみ	燃えるごみ	【指定】指定袋	ステーション	週2回	直営及び委託	
	燃えないごみ	【自由】透明または半透明袋	ステーション	隔週または 月2回	直営及び委託	
	危険ごみ	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	隔週または 月1~2回	直営及び委託	
	蛍光管	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託	
	充電式小型家電	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託	
	資源 物	空ビン	【ピンカゴ】3色	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		プラスチック 容器・袋	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	週1回	直営及び委託
		ペットボトル	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		白色トレー	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		飲食用 アルミ缶	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		新聞紙	結束	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		雑誌・雑紙	結束	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		ダンボール	結束	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
		牛乳パック	結束	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託
古着類	【自由】透明または半透明袋	ステーション 拠点回収	月1回	直営及び委託		
小型家電	—	拠点回収	随時	持込		
家電リサイクル製品	—	—	随時	持込		
事業系ごみ	—	事業系収集運搬許可業者 事業者による直接持込	随時	許可業者 持込		

### 3) 特別管理一般廃棄物、処理困難物の対処方針

特別管理一般廃棄物は表4-6に示すとおりです。また、処理困難物は表4-7に示すとおりです。特別管理一般廃棄物及び処理困難物の対処方針は、市民に対して回収及び処理業者の情報提供に努めます。

表4-6 （特別管理一般廃棄物）

区分	概要
PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を 3ng/g を超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの

表4-7 （処理困難物）

処理困難物
薬品、農薬、ガスボンベ（LP ガス）、油脂類（シンナー、灯油、ガソリン等）、バッテリー、可燃性粉末（アルミニウム粉末、プラスチック粉末など）、火薬等爆発物、自動車（部品含む）、オートバイ、タイヤ（自動車、自動二輪車用）、業務用の機器・器具、自動販売機、耐火金庫、農業用機械・器具、（ピアノ線のある）ピアノ、直径 12cm を超える太い木（枕木、大型木材加工品など）、消火器、医療系廃棄物（注射器の針等）、石膏ボード、グラスウール

表4-8 （家庭系医療廃棄物の正しい分別方法）

分別方法	品目	備考
家庭ごみとして収集（燃えるごみ）	バック類（ストーマ装具、点滴バック、畜尿バック） 布類（ガーゼ、脱脂綿類） カテーテル・チューブ類（点滴ライン、輸液ライン、気管、口腔内吸引チューブ）	○必ず針を取る ○中身を空にする
家庭ごみとして収集（燃えないごみ）	ビン類（薬用・錠剤ビン、ガラス製点滴ボトル）	○中身を空にして、透明、半透明袋に入れて出す
医療機関へ返却※	注射針、注射器（注射針、注射筒、インスリン用注射針、ペン型インスリン注射針、点滴針、穿刺針（血糖値測定用））	

※ 処方した医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーション等へ戻す、往診医や訪問看護師に持ち帰りを依頼する、等

注：注射針・注射器が地域の集積所に出された場合

①集積所に出された注射針等は回収しません。警告シールを張って置いていきます。

②ごみの集積所で注射針等を見つけた場合は、絶対に触らずに清掃事業課に連絡してください。

#### 4) 収集・運搬量

中間目標年度及び最終目標年度における収集・運搬量は表4-9に示すとおりです。今後も収集・運搬量の変動に伴い、適切な収集・運搬体制を整えていく必要があります。

表4-9 (将来の収集・運搬量(施策推進後の推計値))

	実績値	推計値	
	令和3年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
燃えるごみ(t)	31,949	25,904	23,300
燃えないごみ(t)	2,223	1,895	1,576
充電式小型家電(t)	2	2	2
資源物(t)	1,893	2,453	2,477
蛍光管(t)	10	10	9
危険ごみ(t)	66	64	61
合計(t)	36,143	30,327	27,426

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

### 5-2 中間処理計画

#### 1) 中間処理の方針

中間処理の役割は、松阪市で発生するごみを迅速、かつ衛生的に処理し、環境への負荷を極力軽減化するため、ごみの減量化、減容化、安定化及び資源化を図ることにあります。また、積極的なエネルギー回収を推進することにより、循環型社会の形成と地球温暖化防止への貢献に取り組む必要があります。さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の東海地方での災害発生に備え、災害廃棄物処理への対応が可能な施設についても検討を進め、発災時に廃棄物処理システムが脆弱化しないよう、適切なタイミングで施設の更新・改良を行っていく必要があります。

このことを踏まえて、中間処理計画の方向性は以下のとおりとします。

- ① 衛生処理のための適切な施設整備
- ② 循環型社会形成を目指した低環境負荷・エネルギー回収型施設の整備
- ③ 廃棄物処理システムの強靱性を確保するための施設整備

#### 2) 松阪市クリーンセンター

松阪市クリーンセンターでは、家庭生活から発生するごみのうち、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」及び事業活動に伴い発生する一般廃棄物の焼却・破碎処理を行っています。

松阪市クリーンセンターは、平成27(2015)年度に供用を開始しました。焼却施設の運転・維持管理業務は、令和16(2034)年度まで20年間にわたる長期継続契約を締結し、専門的な技術と経験を有する事業者へ運転・維持管理業務を委ね、施設の適切な維持管理と処理経費削減に努めています。

将来の焼却処理量は、表4-10に示すとおりです。生ごみの水切りや、ごみの適正な受け入れ等を推進し、ごみ減量化を図ることで焼却量は減少し、処理経費の削減にもつながる見込みです。

一方で、発電電力量についても減少する見込みとなりますが、ごみ質の均一化や焼却量の調整等、燃焼温度を一定に保つこと、並びに燃えないごみの削減量に応じて破碎処理に要する処

理時間の短縮など消費電力量の削減を図り、総発電電力量に占める売電電力量の割合 70%以上/年度を確保するよう努めます。

表4-10 (将来の処理量(施策推進後の推計値))

		実績値	推計値	
		令和3年度	令和8年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
可燃	直接焼却量 (t)	48,693	39,499	35,531
	破碎可燃量 (t)	679	576	479
不燃	破碎選別量 (t)	2,777	2,357	1,961
合計 (t)		52,149	42,433	37,972

注：小数点以下を四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

### 3) 松阪市リサイクルセンター

松阪市リサイクルセンターは、資源物の処理施設であり、ペットボトル及びプラスチック容器・袋の圧縮梱包、白色トレイ及び空ピンの手選別、飲食用アルミ缶及びスプレー缶の破碎選別等の処理を行っています。さらに、令和3(2021)年度から充電式小型家電の収集が始まり、手選別処理を行っています。

松阪市リサイクルセンターの多くの施設は老朽化が進んでいますが、施設の安定稼働のため適正な維持管理に向けた方策等を検討します。

令和4(2022)年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されましたが、施設の機能設備や資機材の確保等の各方面に課題があるため、近隣市町の動向などを見ながら検討します。

将来の処理量は、表4-11に示すとおりです。分別の徹底等により資源ごみ量の増加を目指します。

表4-11 (将来の処理量(施策推進後の推計値))

		実績値	推計値	
		令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
圧縮梱包	ペットボトル (t)	185	177	172
	プラスチック容器・袋 (t)	613	588	569
手選別	白色トレイ (t)	8	8	7
	空ビン (t)	702	568	530
	充電式小型家電 (t)	3	3	3
破碎処理	飲食用アルミ缶 (t)	37	35	34
	スプレー缶 (t)	48	46	45
一時保管	小型家電 (t)	19	30	38
	蛍光管 (t)	12	12	11
	乾電池 (t)	18	17	17
	新聞紙 (t)	176	550	532
	雑誌・雑紙 (t)	248	771	746
	ダンボール (t)	206	642	621
	牛乳パック (t)	6	6	5
古着類 (t)	180	172	167	
合計 (t)		2,461	3,626	3,497

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



### 5-3 最終処分計画

#### 1) 焼却灰の資源化

現在、松阪市クリーンセンターから発生した焼却灰は、現最終処分場で埋立を行っています。焼却灰の資源化については、三重県内でセメントの原料として再生利用している市町や、焼成による土木資材利用や溶融後に非鉄金属を回収する山元還元などがあります。

最終処分場については、全国的に自らの自治体内で確保することが難しくなっているなかで、松阪市の現最終処分場の残余容量が満杯に近付いています。このことから松阪市では新最終処分場の施設整備に取り組むとともに、施設の長期的な利用に資するため、焼却灰の資源化を検討し、資源化率の向上に努めていきます。

#### 2) 最終処分計画

現最終処分場は、令和8(2026)年度に埋立が終了する見込みです。令和9(2027)年度から、新最終処分場の供用開始を目指しています。

また、焼却灰の資源化を実現することで最終処分量を減らし、新最終処分場の長期的な活用に寄与するとともに資源化率の向上にもつなげていきます。

なお、現最終処分場は松阪市で管理、運営を行っていますが、新最終処分場の管理、運営については効率的な管理、運営の在り方を検討していくこととし、施設の適切な維持管理と処理経費削減を目指します。

表4-12 (将来の最終処分量(施策推進後の推計値))

	令和3年度	令和9年度 (中間目標年度)	令和13年度 (最終目標年度)
焼却灰(t)	5,793	0	0
破碎埋立物(t)	1,043	857	737
直接埋立物(t)	1,931	343	331
合計(t)	8,767	1,199	1,068

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

## 第6節 ごみの処理施設の整備に関する基本事項

### 6-1 現状のごみの処理施設

ごみの処理施設は、表4-13に示すとおりです。松阪市クリーンセンターは稼働開始から7年が経過し、令和元(2019)年には敷地内に市民の資源物の搬入をしやすくし資源化率を向上させるため、資源物保管庫を整備しました。松阪市クリーンセンター及び松阪市リサイクルセンターについては、施設の処理能力を維持していくため、基幹設備の更新による長寿命化などを検討していく必要があります。現最終処分場については既に残余量に限りがあるため、新最終処分場の施設整備に向けて進めています。

表4-13 (現状のごみの処理施設)

施設	処理区分	処理対象	稼働開始
松阪市クリーンセンター	焼却処理	燃えるごみ	平成27年4月
	破碎処理	燃えないごみ	
松阪市リサイクルセンター	プラスチック圧縮梱包	プラスチック容器・袋	平成24年2月
	空ビン手選別	空ビン	平成10年8月
	ペットボトル圧縮梱包	ペットボトル	平成10年3月
	飲食用アルミ缶破碎選別	飲食用アルミ缶	平成12年10月
松阪市一般廃棄物最終処分場	埋立処分	埋立物 処理残渣	平成11年3月

### 6-2 将来のごみの処理施設

#### 1) ごみの処理施設の整備

一般廃棄物処理施設は、日常の適正な運転と定期的な点検、整備並びに基幹設備の更新を的確に実施することにより30年以上にわたり稼働することが可能です。新規でごみの処理施設を建設する際には数十億円を超える費用を要することが見込まれるため、広域のかつ計画的な整備を行うことを求められています。このことを踏まえ、ごみの処理施設は新規の施設整備だけでなく、現施設の長寿命化も含めて検討する必要があります。

松阪市クリーンセンターは、専門的な技術と経験を有する事業者へ運転・維持管理業務を委ねています。この業務には、点検だけでなく、施設の補修や基幹設備の更新を含んでおり、施設の長寿命化に取り組んでいます。なお、運転・維持管理業務の長期継続契約期間は、令和16(2034)年度で終了するため、それ以降の運用のあり方を検討する必要があります。

一方、松阪市リサイクルセンターは、各施設の老朽化が進んでいるため、施設毎の長寿命化の検討が必要となります。

また、現最終処分場は令和8(2026)年度で埋立が満杯になる見込みです。このことを踏まえ、新最終処分場の整備に取り組み令和9(2027)年度の供用開始を目指します。

以上より、ごみの処理施設の整備計画は、表4-14～表4-16に示すとおりです。

表4-14 (松阪市クリーンセンター整備計画)

	平成 29 年度 (計画初年度)	~	令和 8 年度 (中間目標年度)	~	令和 13 年度 (最終目標年度)
稼働	→				
長寿命化	施設の適切な運転・維持管理 →				
施設整備	焼却灰の資源化実施に伴う整備の検討 → リチウムイオン電池の適正処理に伴う整備の検討 →				

表4-15 (松阪市リサイクルセンター整備計画)

	平成 29 年度 (計画初年度)	~	令和 8 年度 (中間目標年度)	~	令和 13 年度 (最終目標年度)
稼働	→				
長寿命化	基幹改良工事の検討 →				

表4-16 (松阪市一般廃棄物最終処分場整備計画)

	平成 29 年度 (計画初年度)	~	令和 8 年度 (中間目標年度)	令和 9 年度 (中間目標年度)	~	令和 13 年度 (最終目標年度)
稼働	埋立処分完了予定 →					
施設整備	施設整備 → 新最終処分場 供用開始 →					

## 2) ごみの処理施設の処理能力・処理方式

将来のごみの処理施設の処理能力及び処理方式は、施設整備の検討時におけるごみ発生量やごみ処理技術の動向を踏まえて検討することとします。また、将来新たなごみの処理施設を建設するには多大なコストが発生することが予想されます。ごみ発生量の抑制、必要施設規模の縮小、及び施設整備コストの縮減に向けて、県内外の他市町の事例等も参考にしながら、ごみの受け入れ手数料等の改定も模索していきます。

## 第7節 その他ごみ処理に関し必要な事項

### 7-1 災害廃棄物対策

#### 1) 災害廃棄物の発生量の推計

##### ① 災害廃棄物の発生量の推計

災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）に対応するため、「松阪市地域防災計画」（令和3(2021)年度修正）と「松阪市災害廃棄物処理計画」（平成29(2017)年5月）を策定しています。また、市民から排出される廃棄物（家庭ごみ、粗大ごみ、避難所からは発生するごみを含む生活ごみ）を災害発生時から適切に処理する必要があります。

想定されている過去最大クラスの南海トラフ地震では災害廃棄物が約230万トン発生すると推計されています（表4-17）。松阪市の一般廃棄物の年間処理量が約6万トンであることから、平時の処理能力では災害廃棄物を処理することは困難になります。

表4-17 （災害廃棄物の発生量の推計（過去最大クラスの南海トラフ地震））

区分・品目等	発生量（重量） 単位：t	発生量（体積） 単位：m <sup>3</sup>
柱材・角材	6,000	10,909
コンクリートがら	55,000	37,162
金属くず	6,000	5,310
土材系	1,203,000	823,973
混合廃棄物	1,003,000	1,003,000
合計	2,273,000	1,880,354

出典：松阪市災害廃棄物処理計画

#### 2) 災害時のごみ処理対応

##### ① 路上の廃棄物の除去

人命救助や輸送のための道路の確保に伴うがれき等の処理については、消防、防災、道路管理、復旧・復興等に携わる各関係機関と連携して進めます。路上から除去した廃棄物は、応急的な措置として仮置場を設定し、分別・搬入します。

##### ② 生活ごみ等の処理

避難所から発生するごみを含む生活ごみは、やむを得ない場合を除き、松阪市クリーンセンター及び松阪市リサイクルセンターで処理を行うこととし、仮置場に搬入は、行わないこととします。

避難所から発生するごみを含む生活ごみは、発災後3日から4日後に収集と処理の開始を目指します。

##### ③ 災害廃棄物の処理

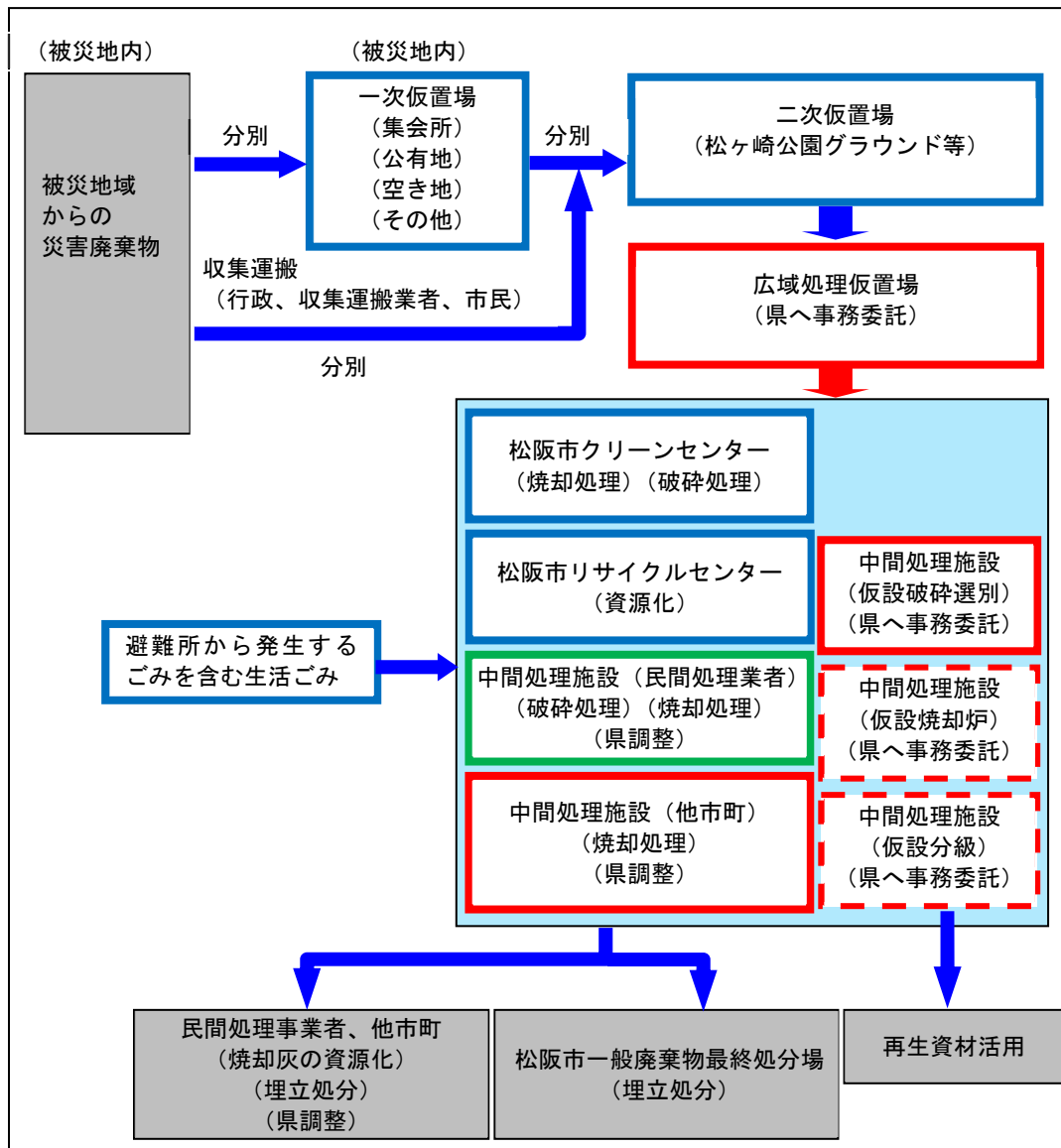
家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物の発生量を推計し、仮置場の確保を行います。また、確保した仮置場の所在地、搬入ルートを周知・広報します。

災害廃棄物の中には、松阪市で処理することができない処理困難物も含まれることから、県等と連携し、ごみ処理事業者等の協力を得て適切な処理方法を検討します。

災害廃棄物の発生量が膨大である場合は、施設の被災状況や廃棄物量を勘察し、応援協定に基づき、県に支援を要請し広域処理を行います。

④ 災害廃棄物処理フロー

想定されている過去最大クラスの南海トラフ地震における災害廃棄物処理フロー図は図4-10のとおりです。



「仮設分級」：仮設の機械設備等を用い、土砂・がれき等を、そのサイズごとに分けること。

出典：松阪市災害廃棄物処理計画（一部修正）

図4-10 （災害廃棄物処理フロー図）

## 7-2 ポイ捨てごみ等、不法投棄対策

松阪市環境基本計画（平成30(2018)年2月）では、「めざすべき環境像」を「うるおいあふる豊かな環境にまつまれのまち まつさか」と示しています。この環境像を目指すために、以下の2点について積極的に取り組みます。

### 1) まちの美化運動

生活環境を清潔に保つためには、河川、道路等にポイ捨てされているごみ等の削減を図ることが求められています。ポイ捨てごみ等の対策は、行政と市民及び事業活動を営む者が一体となり、まちの美化運動等の活動を行います。

### 2) 不法投棄への対策

行政が不法投棄の情報を把握した場合は、土地の所有者や道路管理者等と処理方法や対策について協議し、再発防止に努めています。

さらに、不法投棄の防止のためのパトロールを行っています。

今後も土地の所有者や道路管理者等と協力して、不法投棄の未然防止に取り組みます。

また、平成27(2015)年度に制定した「松阪地域定住自立圏共生ビジョン」の取り組みの一環として、多気町、明和町、大台町、国、県とも連携し、情報交換や広報活動を行うことで広域的な取り組みを継続していきます。

これらの取り組みを通じて市民及び事業活動を営む者に対する不法投棄への意識の向上を図り、不法投棄の防止に努めていきます。

## 7-3 情報管理計画

ごみの発生量、ごみ処理経費等のごみ処理に関するデータを収集し、管理していきます。

また、収集したデータは市民が確認できるようホームページ等を通して適宜、公開していきます。